

産科医療補償制度に関する意見書

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した脳性麻痺の児と家族の経済的負担を速やかに補償し、発症の原因分析を行い、再発防止に資する情報の提供を行うことで紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的として平成21年1月から施行されました。補償対象は、出生体重が2,000g以上かつ在胎週数33週以上で、身体障害者1・2級相当の重症児であり、一時金600万円と、20年にわたり年120万円が補償金として支払われます。この補償制度の仕組みとしては、1分娩当たり3万円が分娩機関から財団法人日本医療機能評価機構に掛金として支払われ、同機構を通じて、保険料が民間損害保険会社に振り込まれて運用されます。この3万円の負担は妊婦に請求されるため、本市でも、出産育児一時金35万円に3万円を上乗せして、38万円を支給する条例改正が行われました。

本制度は、運用が始まったばかりであり、今後実施していく中で、本制度について本当に効果的なのかどうか注視していく必要があると思われまます。

よって政府におかれては、産科医療補償制度について、その設立目的に適った適正な運営のために見直しを図られるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年2月26日

尼崎市議会議長

関係大臣あて